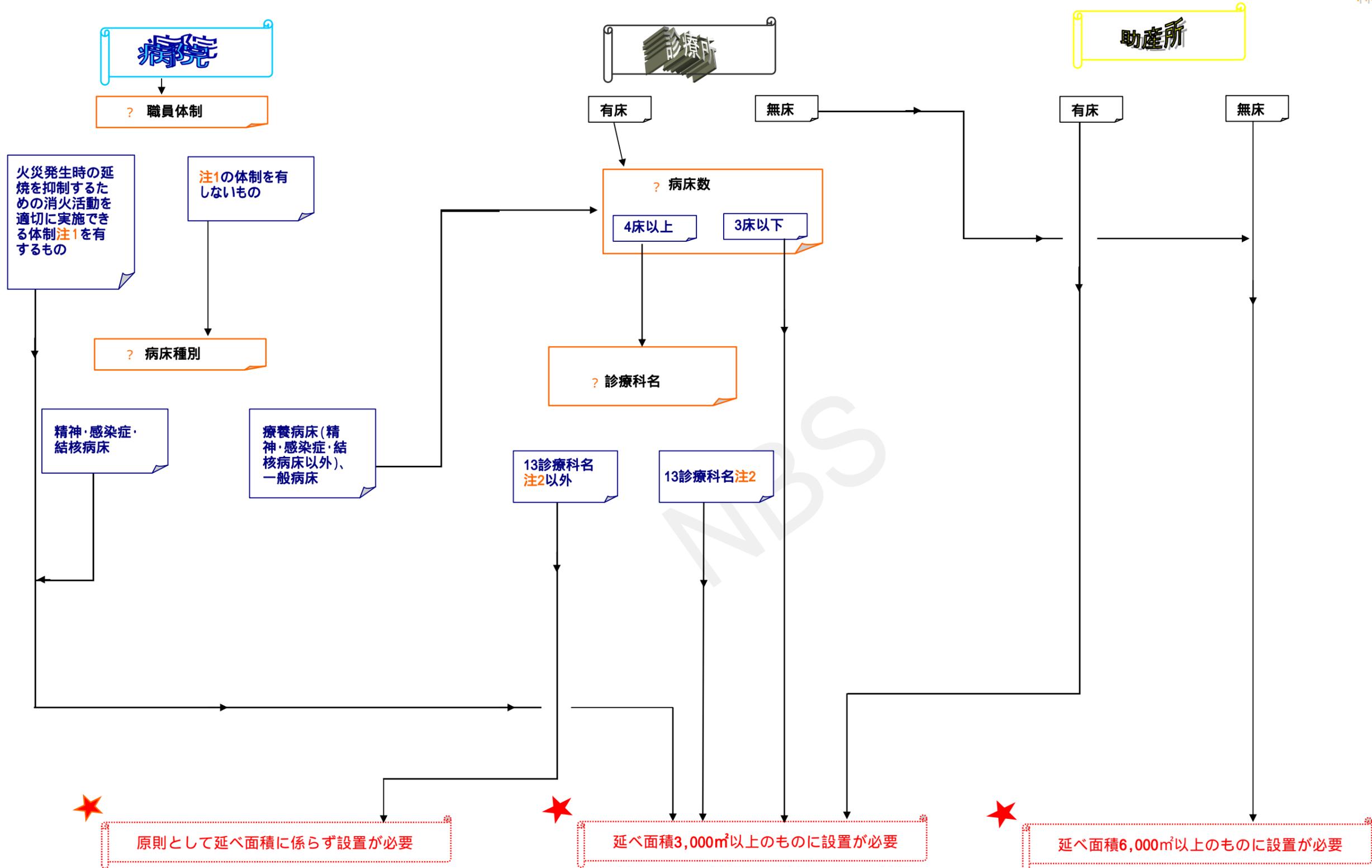


スプリンクラー設備設置基準

参考図

- 西日本防災システム



注1 次のいずれにも該当する体制を有すること

- ア. 勤務させる医師、事務職員その他の職員の数が病床数26床以下の場合は2名、26床を超える場合は13床を増すごとに2名に1名を加えた数を常に下回らない体制
- イ. 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行なわせるものを除く。）の数が病床数60床の場合は2名、60床を超える場合は、60床を増すごとに2名に1名を加えた数を常に下回らない体制

注2 13診療科名

皮膚科・歯科・肛門外科・乳腺外科・形成外科・美容外科・小児科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・産科・婦人科

施行日・経過措置

施行日 経過措置

